第二十三条の八の二第一項中「第三号及び次項第二号を除き、」を削り、同項第三号中「当該取得をした日」を「同日」に、「法第七十条の六第五項に規定する市街化区域内農地等（法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等を除く。次項第二号において「市街化区域内農地等」という。）であるかどうかの区分」を「次に掲げる特例農地等のうちいずれに該当するかの別」に改め、同号に次のように加える。

イ　都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等

ロ　法第七十条の六第六項第二号ロに規定する市街化区域内農地等（ハにおいて「市街化区域内農地等」という。）である特例農地等（イに掲げるものを除く。）

ハ　市街化区域内農地等以外の特例農地等

第二十三条の八の二第二項第二号中「旧法猶予適用者」を「特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において前項第三号ロに掲げる特例農地等を有する旧法猶予適用者」に、「その有する」を「当該」に、「相続又は遺贈により取得をした日」を「同日」に、「市街化区域内農地等」を「前項第三号ロに掲げるもの」に改める。

第二十三条の八の四第一項中「第四十条の七の四第一項第二号」を「第四十条の七の六第一項第三号」に、「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第三項中「第七十条の六の四第一項第三号」を「第七十条の六の六第一項第三号」に改め、同条第四項中「第四十条の七の四第二項」を「第四十条の七の六第二項」に改め、同条第五項中「第四十条の七の四第三項」を「第四十条の七の六第三項」に改め、同条第六項中「第七十条の六の四第二項第二号イ」を「第七十条の六の六第二項第二号イ」に改め、同条第七項中「第七十条の六の四第二項第二号ハ」を「第七十条の六の六第二項第二号ハ」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第二項第二号」を「第七十条の六の六第二項第二号」に改め、同項第四号中「第七十条の六の四第二項第四号」を「第七十条の六の六第二項第四号」に改め、同項第五号中「第四十条の七の四第十二項第一号ロ」を「第四十条の七の六第十二項第一号ロ」に改め、同条第八項中「第七十条の六の四第二項第四号ハ」を「第七十条の六の六第二項第四号ハ」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第二項第二号」を「第七十条の六の六第二項第二号」に改め、同項第七号ロ中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第九項及び第十項中「第四十条の七の四第十二項第一号」を「第四十条の七の六第十二項第一号」に改め、同条第十一項中「第四十条の七の四第十二項第一号ロ」を「第四十条の七の六第十二項第一号ロ」に改め、同条第十二項中「第四十条の七の四第十二項第二号」を「第四十条の七の六第十二項第二号」に改め、同項第一号中「第四十条の七の四第十二項第一号」を「第四十条の七の六第十二項第一号」に改め、同条第十三項中「第四十条の七の四第十二項第二号」を「第四十条の七の六第十二項第二号」に改め、同条第十四項中「第四十条の七の四第十二項第八号」を「第四十条の七の六第十二項第八号」に改め、同項第五号イ中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同条第十五項中「第七十条の六の四第三項第二号」を「第七十条の六の六第三項第二号」に改め、同条第十六項中「第四十条の七の四第十七項第三号」を「第四十条の七の六第十七項第三号」に改め、同条第十七項中「第四十条の七の四第十八項第二号」を「第四十条の七の六第十八項第二号」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同条第十八項中「第四十条の七の四第十九項」を「第四十条の七の六第十九項」に改め、同項第四号中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同条第十九項中「第四十条の七の四第十九項」を「第四十条の七の六第十九項」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第六項」に、「第四十条の七の四第十七項第四号」を「第四十条の七の六第十七項第四号」に、「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に、「第四十条の七の四第十八項第二号」を「第四十条の七の六第十八項第二号」に改め、同条第二十一項中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同条第二十二項中「第七十条の六の四第二項第三号」を「第七十条の六の六第二項第三号」に、「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第二項第二号」を「第七十条の六の六第二項第二号」に改め、同条第二十三項中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同条第二十四項中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第二十五項中「第七十条の六の四第二項第二号」を「第七十条の六の六第二項第二号」に改め、同条第二十六項中「第七十条の六の四第三項」を「第七十条の六の六第三項」に改め、同条第二十七項中「第七十条の六の四第二項第二号」を「第七十条の六の六第二項第二号」に改め、同条第二十八項中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同条第二十九項中「第七十条の六の四第十七項」を「第七十条の六の六第十七項」に改め、同条第三十項中「第七十条の六の四第二十項に」を「第七十条の六の六第二十項に」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第三十一項中「第七十条の六の四第二十一項に」を「第七十条の六の六第二十一項に」に改め、同項第三号中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改め、同条第三十一項中「第七十条の六の四第二十一項に」を「第七十条の六の六第二十一項に」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同項第四号中「第七十条の六の四第二十一項」を「第七十条の六の六第二十一項」に改める。

第二十三条の九第一項第一号イ及び第二号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第五項中「第四十条の八第五項第一号イ」を「第四十条の八第六項第一号イ」に、「第二十三項第一号イ」を「第二十四項第一号イ」に改め、同項第一号中「第四十条の八第十項」を「第四十条の八第十一項」に改め、同項第二号中「第四十条の八第五項第一号ハ」を「第四十条の八第六項第一号ハ」に改め、同条第六項中「第四十条の八第九項第一号」を「第四十条の八第十項第一号」に改め、同条第十一項中「第二十三条の十二」を「第二十三条の十二の五」に改め、「第六条第一項第七号」の下に「又は第九号」を加え、同条第十二項中「第四十条の八第十五項」を「第四十条の八第十六項」に、「規定する特例受贈非上場株式等」を「規定する対象受贈非上場株式等」に改め、同項第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第十三項中「第四十条の八第十六項第一号ロ」を「第四十条の八第十七項第一号ロ」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第十六項中「第四十条の八第二十二項」を「第四十条の八第二十三項」に、「第七十条の七第二項第六号」を「第七十条の七第三項第二号」に、「経営贈与承継期間」を「従業員数確認期間」に、「同項第七号イ」を「同号」に、「第一種贈与基準日」を「基準日」に改め、「計算した数と」の下に「施行令第四十条の八第二十一項第一号に規定する最初の」を加え、同条第二十項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十五項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十一項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十五項」に改め、同項第一号中「第四十条の八第三十三項」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十二項第三号中「第四十条の八第十一項第三号」を「第七十条の六の六第一項第三号」に改め、同項第三号中「第七十条の六の四第二項第五号」を「第七十条の六の六第二項第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「第七十条の六の四第二項第六号」を「第七十条の六の六第二項第六号」に改め、同項第六号中「第七十条の六の四第二項第二号イ」を「第七十条の六の六第二項第二号イ」に改め、同条第二十二項中「第七十条の六の四第十項第二号に」を「第七十条の六の六第十項第二号に」に改め、同項第四号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同項第四号ハ中「第七十条の六の四第十項第三号」を「第七十条の六の六第十項第三号」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「第七十条の六の四第十項第二号」を「第七十条の六の六第十項第二号」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第十項第三号」を「第七十条の六の六第十項第三号」に改め、同条第二十五項中「第四十条の七の四第二項第二号」を「第四十条の七の六第二項第二号」に改め、同条第二十六項中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第二十七項中「第四十条の七の四第二十三項」を「第四十条の七の六第二十三項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第二十八項中「第四十条の七の四第二十三項」を「第四十条の七の六第二十三項」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第三項」を「第七十条の六の六第三項」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十条の六の四第十七項」を「第七十条の六の六第十七項」に改め、同条第二十九項中「第七十条の六の四第十七項」を「第七十条の六の六第十七項」に改め、同条第三十項中「第七十条の六の四第二十項に」を「第七十条の六の六第二十項に」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第三十一項中「第七十条の六の四第二十一項に」を「第七十条の六の六第二十一項に」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改める。

第二十三条の九第一項第一号イ及び第二号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第五項中「第四十条の八第五項第一号イ」を「第四十条の八第六項第一号イ」に、「第二十三項第一号イ」を「第二十四項第一号イ」に改め、同項第一号中「第四十条の八第十項」を「第四十条の八第十一項」に改め、同項第二号中「第四十条の八第五項第一号ハ」を「第四十条の八第六項第一号ハ」に改め、同条第六項中「第四十条の八第九項第一号」を「第四十条の八第十項第一号」に改め、同条第十一項中「第二十三条の十二」を「第二十三条の十二の五」に改め、「第六条第一項第七号」の下に「又は第九号」を加え、同条第十二項中「第四十条の八第十五項」を「第四十条の八第十六項」に、「規定する特例受贈非上場株式等」を「規定する対象受贈非上場株式等」に改め、同項第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第十三項中「第四十条の八第十六項第一号ロ」を「第四十条の八第十七項第一号ロ」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第十六項中「第四十条の八第二十二項」を「第四十条の八第二十三項」に、「第七十条の七第二項第六号」を「第七十条の七第三項第二号」に、「経営贈与承継期間」を「従業員数確認期間」に、「同項第七号イ」を「同号」に、「第一種贈与基準日」を「基準日」に改め、「計算した数と」の下に「施行令第四十条の八第二十一項第一号に規定する最初の」を加え、同条第二十項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十五項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十一項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十五項」に改め、同項第一号中「第四十条の八第三十三項」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十二項第三号中「第四十条の八第十一項第三号」を「第七十条の六の六第一項第三号」に改め、同項第三号中「第七十条の六の四第二項第五号」を「第七十条の六の六第二項第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「第七十条の六の四第二項第六号」を「第七十条の六の六第二項第六号」に改め、同項第六号中「第七十条の六の四第二項第二号イ」を「第七十条の六の六第二項第二号イ」に改め、同条第二十二項中「第七十条の六の四第十項第二号に」を「第七十条の六の六第十項第二号に」に改め、同項第四号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同項第四号ハ中「第七十条の六の四第十項第三号」を「第七十条の六の六第十項第三号」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第十項第二号」を「第七十条の六の六第十項第二号」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「第七十条の六の四第十項第二号」を「第七十条の六の六第十項第二号」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第十項第三号」を「第七十条の六の六第十項第三号」に改め、同条第二十五項中「第四十条の七の四第二項第二号」を「第四十条の七の六第二項第二号」に改め、同条第二十六項中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第二十七項中「第四十条の七の四第二十三項」を「第四十条の七の六第二十三項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第二十八項中「第四十条の七の四第二十三項」を「第四十条の七の六第二十三項」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第三項」を「第七十条の六の六第三項」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十条の六の四第十七項」を「第七十条の六の六第十七項」に改め、同条第二十九項中「第七十条の六の四第十七項」を「第七十条の六の六第十七項」に改め、同条第三十項中「第七十条の六の四第二十項に」を「第七十条の六の六第二十項に」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第三十一項中「第七十条の六の四第二十一項に」を「第七十条の六の六第二十一項に」に改め、同項第三号中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改め、同条第三十一項中「第七十条の六の四第二十一項に」を「第七十条の六の六第二十一項に」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改める。

第二十三条の九第一項第一号イ及び第二号イ中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第五項中「第四十条の八第五項第一号イ」を「第四十条の八第六項第一号イ」に、「第二十三項第一号イ」を「第二十四項第一号イ」に改め、同項第一号中「第四十条の八第十項」を「第四十条の八第十一項」に改め、同項第二号中「第四十条の八第五項第一号ハ」を「第四十条の八第六項第一号ハ」に改め、同条第六項中「第四十条の八第九項第一号」を「第四十条の八第十項第一号」に改め、同条第十一項中「第二十三条の十二」を「第二十三条の十二の五」に改め、「第六条第一項第七号」の下に「又は第九号」を加え、同条第十二項中「第四十条の八第十五項」を「第四十条の八第十六項」に、「規定する特例受贈非上場株式等」を「規定する対象受贈非上場株式等」に改め、同項第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第十三項中「第四十条の八第十六項第一号ロ」を「第四十条の八第十七項第一号ロ」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第十六項中「第四十条の八第二十二項」を「第四十条の八第二十三項」に、「第七十条の七第二項第六号」を「第七十条の七第三項第二号」に、「経営贈与承継期間」を「従業員数確認期間」に、「同項第七号イ」を「同号」に、「第一種贈与基準日」を「基準日」に改め、「計算した数と」の下に「施行令第四十条の八第二十一項第一号に規定する最初の」を加え、同条第二十項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十五項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十一項中「第四十条の八第三十四項」を「第四十条の八第三十五項」に改め、同項第一号中「第四十条の八第三十三項」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十二項第三号中「第四十条の八第十一項第三号」を「第七十条の六の六第一項第三号」に改め、同項第三号中「第七十条の六の四第二項第五号」を「第七十条の六の六第二項第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「第七十条の六の四第二項第六号」を「第七十条の六の六第二項第六号」に改め、同項第六号中「第七十条の六の四第二項第二号イ」を「第七十条の六の六第二項第二号イ」に改め、同条第二十二項中「第七十条の六の四第十項第二号に」を「第七十条の六の六第十項第二号に」に改め、同項第四号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同項第四号ハ中「第七十条の六の四第十項第三号」を「第七十条の六の六第十項第三号」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「第七十条の六の四第十項第二号」を「第七十条の六の六第十項第二号」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第十項第三号」を「第七十条の六の六第十項第三号」に改め、同条第二十五項中「第四十条の七の四第二項第二号」を「第四十条の七の六第二項第二号」に改め、同条第二十六項中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第二十七項中「第四十条の七の四第二十三項」を「第四十条の七の六第二十三項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第二十八項中「第四十条の七の四第二十三項」を「第四十条の七の六第二十三項」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第三項」を「第七十条の六の六第三項」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十条の六の四第十七項」を「第七十条の六の六第十七項」に改め、同条第二十九項中「第七十条の六の四第十七項」を「第七十条の六の六第十七項」に改め、同条第三十項中「第七十条の六の四第二十項に」を「第七十条の六の六第二十項に」に改め、同項第一号中「第七十条の六の四第六項」を「第七十条の六の六第六項」に改め、同項第二号中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改め、同条第三十一項中「第七十条の六の四第二十一項に」を「第七十条の六の六第二十一項に」に改め、同項第三号中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改め、同条第三十一項中「第七十条の六の四第二十一項に」を「第七十条の六の六第二十一項に」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第七十条の六の四第一項」を「第七十条の六の六第一項」に改める。